



今年の
注目!

結婚新生活を応援します

■香南市結婚新生活支援事業

市では結婚に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策・定住推進を図ります。少子化対策として定住人口を増やすための取り組みのひとつとして、新婚世帯の新生活に係る費用に対して支援を行います。



■地域支援課 ☎57-8503

▶対象者

- 直近年の夫婦の所得（貸与型奨学金を返済している場合はその年の返済額を所得から控除可）の合計が340万円未満の世帯
 - *結婚を機に離職された場合はご相談ください
- 平成29年4月1日～平成30年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 対象となる住居が香南市内にあり、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 夫婦いずれもが市税等の滞納がないこと
 - *上記すべてに該当すること

▶対象経費

- 対象経費は新生活にかかる平成29年1月1日～平成30年3月31日まで要した次の経費が対象です。
- *婚姻前の転居等の経費も対象となります
 - 住居取得にかかる住居費（新築・購入、建て替え）
 - 賃貸借にかかる住居費（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など。ただし勤務先から住居手当が支給されている場合は、その金額を差し引いた額）
 - 婚姻に伴う引越経費（引越業者または運送業者に支払った費用）

▶補助金額

- 1世帯当たり24万円を上限 **予算20件分**

*申請書は市窓口での配布およびホームページからダウンロードできます。申請方法はお問い合わせください

*必要書類：夫婦の所得証明書、売買又は賃貸借に係る契約書の写し、引越しに係る領収書など

▶注意事項

- 直近年の所得証明書は、給与から市税が天引きされており5月中旬までに申請される方、または納付書等で市税を支払っており6月中旬までに申請される方は平成28年度（平成27年分）。申請時期がそれ以降になる方は、平成29年度（平成28年分）が必要です。
- 対象とならないものは、領収書のないもの、住居費の地代、リフォーム代、増築費用、駐車場代、光熱水費、設備購入費、レンタカー等を借りて自ら引越した場合や人に手伝ってもらい引越をした場合の経費、引越費用のガソリン代などです。
- 年齢制限はありません。
- 申請が20件を超えた場合はお断りする場合があります。